

第1章 第3節 禁止される行為

第3節 禁止される行為

1 喫煙とは

「喫煙」とは、マッチ、ライターなどで点火し喫煙する一連の行為をいいます。点火のために使用するライター等の炎は裸火使用には含まないとしています。

解除承認を受けるにあたっては、喫煙設備を設けることが必要となります。喫煙設備とは、安定性のある不燃性の吸殻容器をいいます。



(例) 喫煙設備

また、加熱式たばこや電子たばこの取扱いは次のとおりとなります。

「加熱式たばこ」・・・たばこの葉を使用するが、燃焼させずに、加熱等によって発生する蒸気を吸引するもの

⇒ 喫煙として取り扱います。



加熱式たばこ

「電子たばこ」・・・たばこの葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内の液体を電気加熱し、発生する蒸気を吸引するもの

⇒ 喫煙として取り扱いません。





電子たばこ

2 裸火使用とは

「裸火使用」とは、「火気使用設備器具等を使用する行為」及び「火炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用する行為」をいいます。

火気使用設備器具等のうち、裸火使用に該当するかどうかの判断の例を次表に示します。

裸火に該当するもの（熱源別）		裸火に該当しないもの
<p>気体燃料（都市ガス、液化ガスなど）を使用するもの</p>  <p>(例) 厨房設備 (例) カセットコンロ</p>	<p>(例) 気体燃料（都市ガス、液化ガスなど）を使用するもの</p> <p>直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF式など）。</p> 	
<p>液体燃料（灯油、重油など）を使用するもの</p>  <p>(例) 石油ストーブ</p>	<p>固体燃料（石炭、練炭、豆炭、木炭など）を使用するもの</p>  <p>(例) 七輪</p>	
<p>電気を使用するもの</p> <p>電気を熱源とするものは、外部に露出した発熱部の表面温度がおおむね400度以上のものを裸火使用として取り扱う。</p>  <p>(例) 電気コンロ</p>	<p>電気を使用するもの</p> <p>発熱部がカバーなどで覆われており、着火危険がないもの（電気オープン、ホットプレート、ドライヤーなど）。</p>  <p>(例) ホットプレート (例) IHクッキングヒータ</p> <p>裸火に該当しない電気器具</p>	

第1章 第3節 禁止される行為

【裸火使用に含まない行為】

火取省令第1条の5の各号に掲げるがん具煙火のうちクリスマスクラッカー又は平玉、巻玉等を消費する行為については、裸火使用に含まない行為とされています。

<p>クリスマス クラッカー</p>	<p>糸を引くことによって爆発音を発する引玉を紙又はプラスチック製の円錐型、瓶型等の外筒の中に入れて固定し、外筒の中に細い紙テープ、細かい紙片、旗、人形等を入れたもので、糸を引くことにより摩擦点火し、爆発音を発すると同時にそのガス圧により紙テープ等を放出します。 なお、爆発音のみを出すものもあります。</p> <p>火取省令第1条の5第1号へ(3) 摩擦によって爆発音を出す小形の筒物を内部に装着し、その爆発により軽量の紙テープ等を放出するものであって、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.05g以下のもの</p>	
<p>平玉</p>	<p>方形の紙に爆薬を点々と半球状に塗薬し、その上に薄い紙を張り付けて爆薬粒を固めたもので、衝撃によって爆発音を発します。</p> <p>火取省令第1条の5第1号へ(4) 一粒が直径4.5mm以下、高さ1mm以下のものうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.01g以下のもの</p>	
<p>巻玉</p>	<p>細長い紙に薬粒を一行に点々と半球状に塗薬し、平玉と同じように爆薬粒を固めたものを丸く巻いたもので、衝撃によって爆発音を発します。</p> <p>火取省令第1条の5第1号へ(4) 一粒が直径3.5mm以下、高さ0.7mm以下のものうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.004g以下のもの</p>	

Q キャップ火薬の使用は裸火使用になりますか？

A キャップ火薬は火取法上、平玉と同じ分類となります。一粒が直径4.5mm以下、高さ1mm以下のものうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.01g以下のものであれば、裸火使用には含まれません。



(例) キャップ火薬

3 危険物品とは

危険物品とは、次のようなものをいいます。(条則第8条)

危険物	可燃性固体類・可燃性液体類
<p>法別表第1で定めるもの</p>  <p>(例) 灯油</p>	<p>条例別表第7備考第5号及び第7号に規定するもの</p>  <p>(例) ロウソク、料理用固形燃料</p> <p>※ 木炭は条例別表第7の石炭・木炭類に該当するので、可燃性固体類ではありません(非危険物品)。</p>
可燃性ガス	火薬類・がん具煙火
<p>一般高圧ガス保安規則第2条第1項第1号に掲げるもの</p>  <p>(例) LPG、水素ガス</p>	<p>火取法第2条第1項及び第2項に掲げるもの</p>  <p>(例) 特殊効果用の煙火、がん具用煙火</p>

次のような製品にも危険物品が含まれています。

- ネイル用品（マニキュア、除光液など）
- アロマ用品（アロマキャンドル、アロマオイルなど）
- エアゾール製品の一部（殺虫剤、消臭剤などの内容物又は噴射剤が可燃性ガスに該当する場合があります。）
- 塗料、溶剤（ペンキ、シンナーなど）
- カー用品（エンジンオイル、潤滑油スプレーなど）
- トーチ、ランタンなどのアウトドア用品（カートリッジ式ガスボンベなど）
- 消毒用アルコール（アルコールの含有量が60%以上〔重量パーセント〕のもの）
- 電解液を密閉した蓄電池（リチウムイオン蓄電池など）



マニキュア



除光液



アロマキャンドル



アロマオイル



エアゾール製品



シンナー



エンジンオイル



潤滑油スプレー



ガストーチ



ガスランタン



消毒用アルコール



リチウムイオン蓄電池

【危険物容器への表示】

危険物の運搬容器は、原則的には危険物である旨の表示を行うことが義務づけられていますが、一部除外規定（危険物の類別・品名及び容器の最大容積による）があり、化粧品などには表示がないものがあります。表示がなくても危険物である製品もあるため、製造メーカーに問い合わせるなど、確認することが必要です。

危省令第44条（抄）

危政令第29条第2号の規定により、運搬容器の外部に行う表示は、次のとおりとする。

- 一 危険物の品名、危険等級及び化学名並びに第4類の危険物のうち水溶性の性状を有するものにあつては「水溶性」
- 二 危険物の数量
- 三 収納する危険物に応じ、次に掲げる注意事項
イ～ハ（略）
- ニ 第4類の危険物にあつては「火気厳禁」

第1章 第3節 禁止される行為

Q 発炎筒は、がん具用煙火に該当しますか？

A 自動車等に装備し、交通事故その他の緊急の場合の信号用に使用する発炎筒（緊急保安炎筒）は、がん具用煙火として取り扱います。

火取省令第1条の5（抄）

火取法第2条第2項に規定するがん具煙火は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 （略）

六 通商産業大臣が告示で定める緊急保安炎筒であって、火薬150g以下のもの




（例）発炎筒（緊急保安炎筒）

第1章 第3節 禁止される行為

【危険物品持込みから除外される行為】

「危険物品」に該当する物品であっても、次表に掲げる場合は、危険物品持込みから除外されます。

危険物品持込みから除外される行為

1	飲食店等において、従業員の監視の下にキャンドル（可燃性固体類に限ります。）又は料理用固形燃料を使用するために持ち込む行為
2	百貨店等及び地下街の売場において、次に掲げる商品（試供品、サンプルを含みます。）を陳列・販売するために持ち込む行為 ※ 実演に使用する商品は「危険物品」としての規制対象となります。
	危険物に該当する製品（1の解除単位当たりの数量が、危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満のもの） 可燃性固体類又は可燃性液体類に該当する製品（1の解除単位当たりの数量が、条例別表第7に定める数量の5分の1未満のもの） 高压ガス保安法の適用が除外される容器入りの可燃性ガス（1の解除単位当たりの取扱いガス総質量が20kg以下のもの） がん具用煙火で「SFマーク」((公社)日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示)の付されているもの（1の解除単位あたりの総薬量が5kg(クラッカーボールにあっては1kg)未満のもの） 【SFマークの例】 
3	屋内展示場において、危険物品に該当する製品を展示する行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限り。）
4	車両を展示する行為（運行又は稼働を伴うものを除きます。）
5	潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する行為
6	可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為
7	動植物油を調理（煮沸行為を除きます。）に使用する行為
8	日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為
9	日常の手指消毒用に第4類アルコール類の危険物（最大容積が500ミリリットル以下の容器に収納するものに限り。）を使用する行為
10	クリスマスクラッカー、平玉、巻玉等を消費するために持ち込む行為 ※ 本章、第3節、2「裸火使用とは」を参照
11	電解液を密閉した蓄電池（車両用のものを除きます。）及び当該蓄電池を搭載した機器を、従業員等が目視できる範囲に、持ち込み、又は製造し、若しくは輸入した者が示す方法で使用する行為 ※ 電解液を密閉した蓄電池は、リチウムイオン蓄電池、通称「リチウムイオン電池」を指します。
12	廃食用油で、一の解除単位当たりの数量が、条例別表第7に定める数量の5分の1（0.4立方メートル）未満のものを受け入れ、又は持ち込む行為

注意

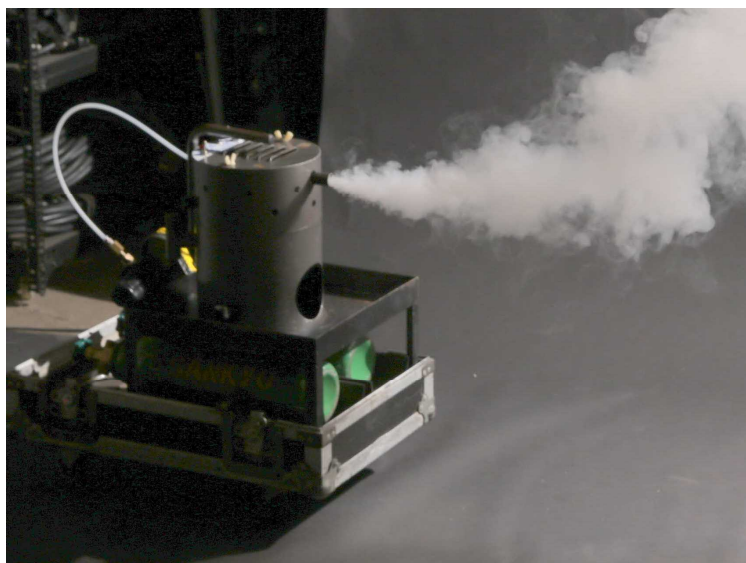
「危険物品持込み」から除外される場合でも、危険物品の合計した数量が所定の数量以上（少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所又は火薬庫などへ保管することが必要となる数量）となる場合は、法、条例又は火取法などの規制がかかることがあります。

【スモークマシンの規制について】

スモークマシンは、舞台などにおいて演出効果を高めるため、発煙剤を加熱、加圧して空気中に放出することにより、人工的に煙や霧を発生させる機器です。

発煙剤が危険物品に該当する場合は、多くの指定場所で解除承認申請が必要となります。その際は、解除の基準のほか、以下に掲げる事項を遵守してください。

- 1 裸火使用の際は、スモークマシンの発煙を停止すること。
- 2 専用の発煙剤を使用すること。
- 3 取扱説明書の内容を遵守し、取扱専従員以外は機器を取り扱わないこと。
- 4 付属機器を含め、機器が転倒しない措置を講じること。
- 5 発煙剤が床面に流出しない措置を講じること。



(例) スモークマシン・MK-V (エムケーファイブ)

「機器が転倒しない措置」とは、車輪止め、重し、養生テープ等による固定を指します。

なお、使用する「発煙剤」が危険物品に該当するかどうかは、販売業者や製造メーカーに問い合わせを確認してください。

スモークマシンと発煙剤の組合せについては、新しい機種の発売や発煙剤の改良が行われていることがあるため、スモークマシンの取扱説明書や発煙剤の安全データシート(SDS)などで確認し、取扱説明書の内容を遵守してください。